

三枚橋地区住居表示のしおり

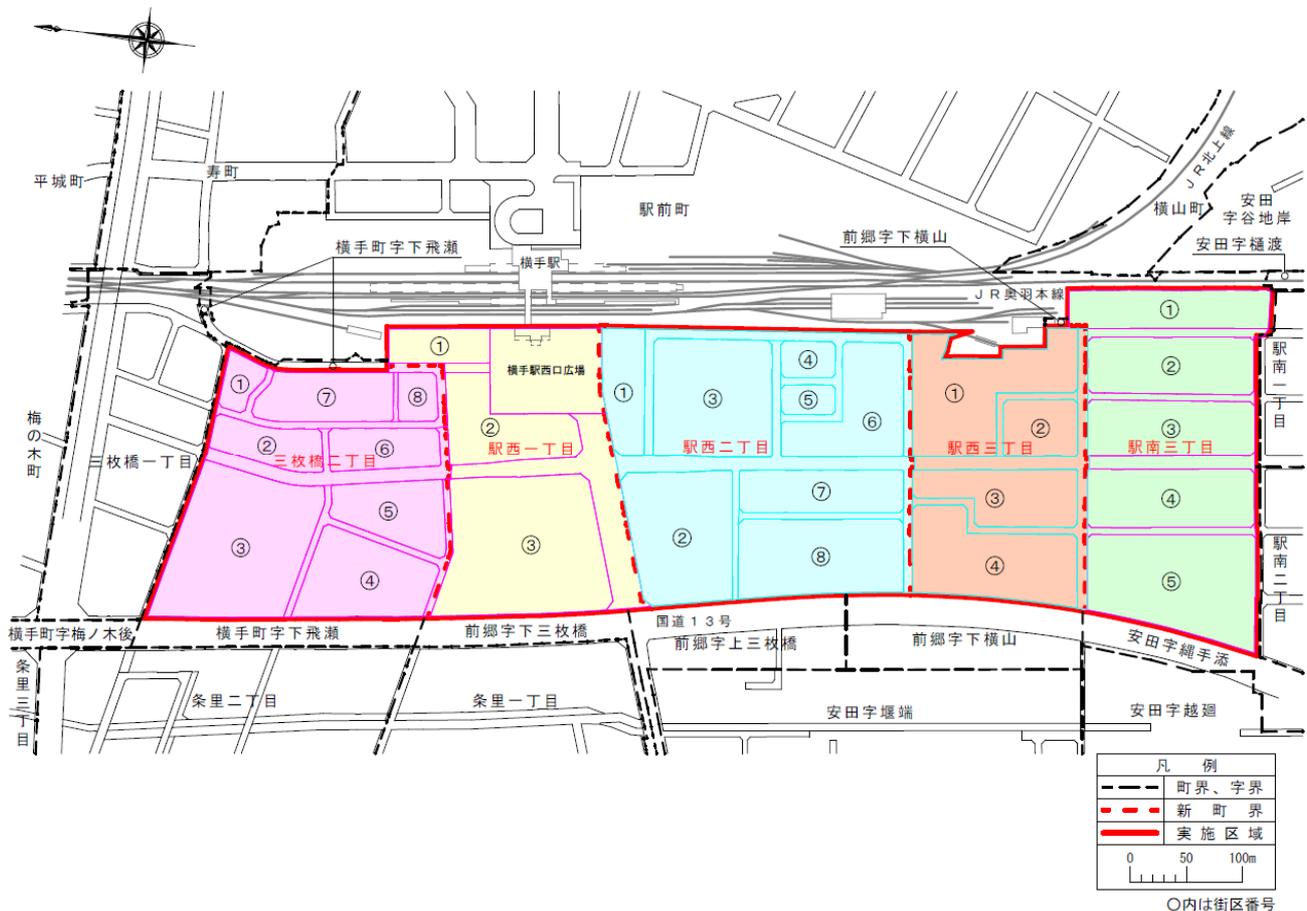
令和2年8月24日から

あなたの「住所」の表し方が変わります！

あなたの住んでいる地域の「住所」の表し方が変わります。あなたの新しい住所は、「住居表示決定通知書」に記載されているとおりになりますので、令和2年8月24日（月）以降はこの新しい住所をお使いください。

※住居表示決定通知書は8月上旬発送予定です※

(1) 新しい町界・町名



(2) 住居表示の方法

① 「番地」での住所はわかりにくい

現在、皆さまの家やお店等の住所を表すときは「番地」を用いますが、この「番地」は「土地を特定するために一筆ごとにつけられた地番」を、そのまま「住居の番地」として用いているものです。しかし、長い間には、土地の合筆・分筆によって飛番、欠番ができたり、また同じ番地の家が何件もあつたりして、そのために、

- ・訪ね先がわからず訪問者がとまどう
- ・郵便物の遅延、誤って配達される
- ・救急車、消防車、パトカーなどの現場到着が遅れ被害が大きくなる

など、不便なことが多くなっています。

② わかりやすい新しい住所へ

住居表示を実施することは、「番地」でわかりにくかった住所の表示方法を変えることによって、わかりやすくする方法です。住居表示で新たに付けられた番号は、土地や建物の売買があつても変わりません。また、建物に番号を付けているので、住所の特定が容易になります。ただし、住居表示を実施しても自治会や学校区は変わりません。

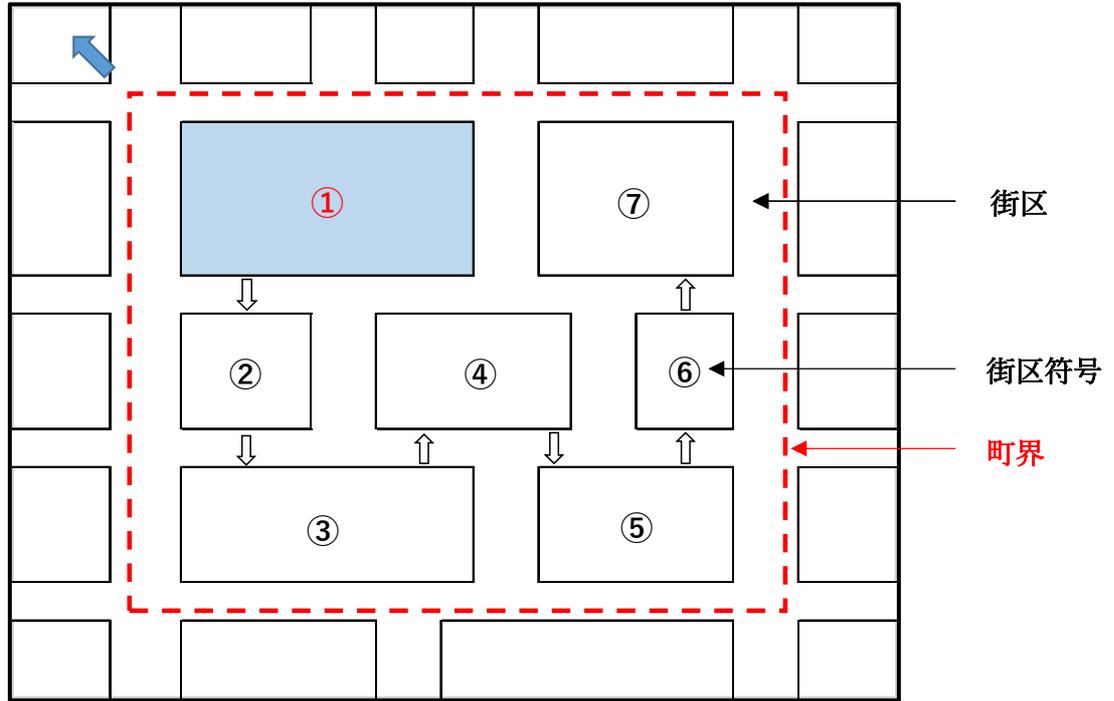
③ 新しい住居表示の仕方

横手市では、住居表示の番号を付ける方法として、「街区方式」と呼ばれる日本では一般的な方法を採用しています。

まず、「町」の区域を設定します。これは、番地で言う「字」のような区域で、大きい道路や河川などを用いて区切ります。

次に、「街区」を設定します。街区は「町」をさらに細かく分けた区域で10～30棟程度の建物の集まりで出来ており、街区同士は小さな道路で区切られます。区切られた街区には、順番よく「街区符号」という番号を付けます。

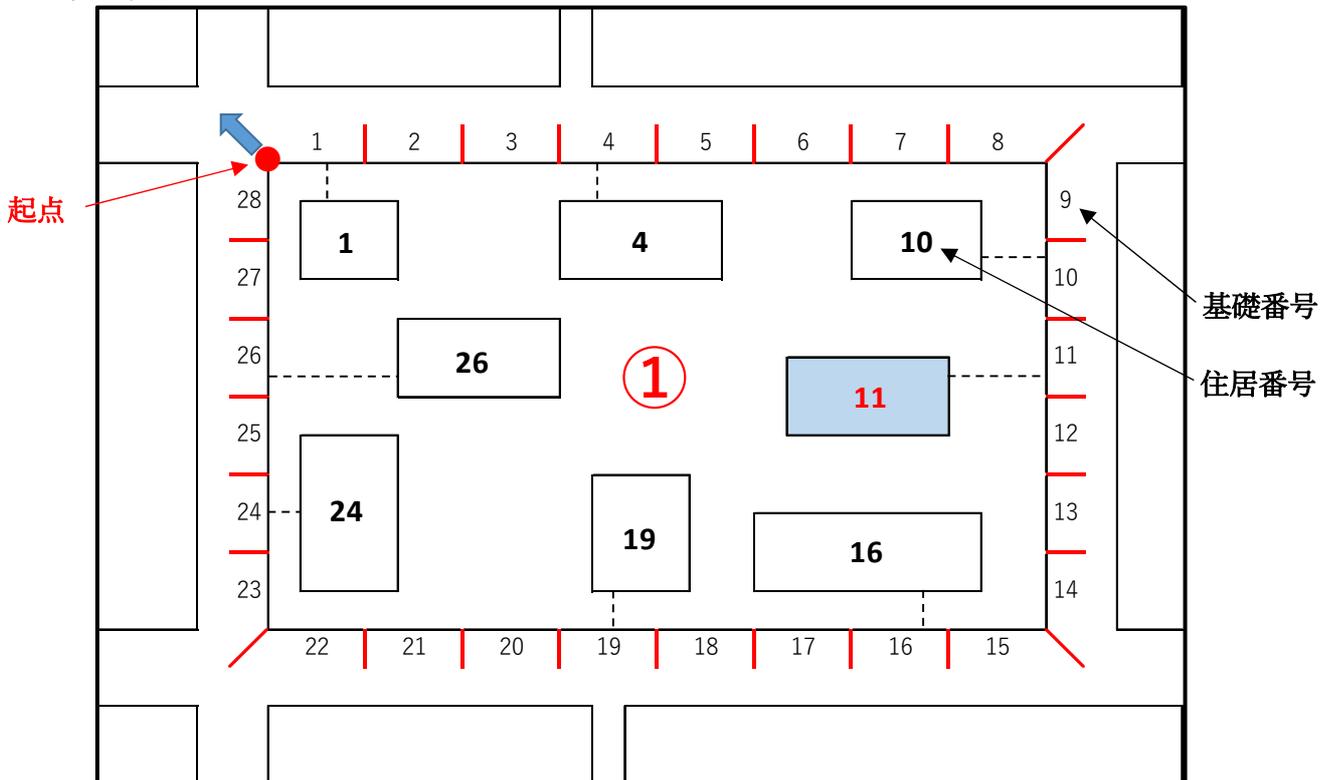
市の中心



最後に「住居番号」を決めます。街区の角を起点として、周囲を一定の間隔（10m）で区切り、一連の番号（基礎番号）を付けます。建物の番号は、その出入り口が接したところの基礎番号で決まります。

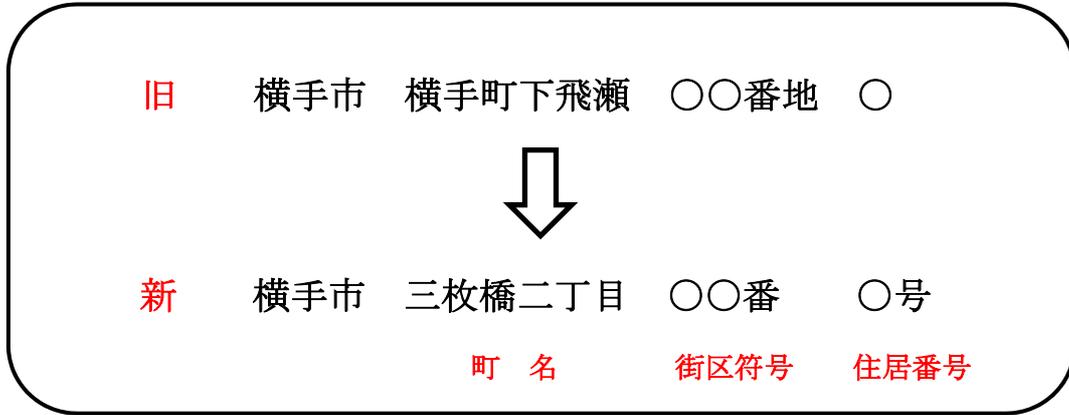
例えば、下図の建物の住所は〇丁目1番11号となります。

市の中心



(3) 住居表示の表し方

◎住居の表し方



(4) 実施後の町名と郵便番号

現在		実施後（令和2年8月24日以降）	
町名・字名	郵便番号	町名	郵便番号
横手町字梅ノ木後	〒013-0061	三枚橋二丁目	〒013-0069
横手町字下飛瀬			
駅前町	〒013-0062	駅前一丁目	〒013-0049
前郷字下三枚橋	〒013-0042		
前郷字上三枚橋			
前郷字下横山		駅前二丁目	
安田字樋渡	〒013-0043	駅前三丁目	〒013-0062
安田字縄手添		駅南三丁目	

(5) 実施後の書類の手続きについて

■市役所関係

※変更手続きは令和2年8月24日以降に行ってください。

項 目		お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・住基カード 	8月24日以降市役所の国保市民課及び各地域局市民サービス課の窓口マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちください。新住所を記載いたします。その際4桁の暗証番号を入力する必要があります。なお、署名用電子証明書を利用する場合は6桁以上の暗証番号を入力する必要があります。本人以外の方がおいでになりたい場合は右へお問い合わせください。	国保市民課 住民記録係 TEL 35-2176
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録カード 	そのまま使用できます。	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票・印鑑証明・附票 	8月24日以降新しい住所で発行されます。	
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍 	今回の住居表示では変更ありません。	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 	8月24日以降、住所を変更した保険証を発送します。 現在お持ちの保険証は、返信用封筒を同封いたしますので、すみやかに返送をお願いします。	国民健康保険係 TEL 35-2186
<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険者証 	同上	後期高齢者医療係
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療受給者証 	同上	TEL 35-2186
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 	同上	国民健康保険係 後期高齢者医療係 TEL 35-2186
<ul style="list-style-type: none"> ・年金関係の住所変更届 	年金受給者のうち、住所変更届の提出が必要な方には、8月末までに用紙と返信用封筒を発送しますので、記入のうえ返送をお願いします。 また、厚生年金等に加入中の方は、勤め先を通じて手続きの確認をお願いします。	後期高齢者医療係 TEL 35-2186
上記5～8の医療機関への提示について	被保険者証や各種受給者証の番号に変更はありませんので、住居表示変更後、保険証等が届けられる前に医療機関を受診される場合は、旧住居表示の保険証等で受診してください。	国民健康保険係 後期高齢者医療係 TEL 35-2186

■その他

※変更手続きは令和2年8月24日以降に行ってください。

項目	必要なもの	届出先	備考
・土地、建物の登記名義人の住所変更登記	・登記申請書 ・住居表示証明書	秋田地方法務局 大曲支局 TEL0187-63-2100	変更登記の申請費用(登録免許税)は無料です。 ※変更登記を司法書士に依頼する場合は、所定の報酬の支払いが必要となります。
・法人(会社又は法人の本支店)及びその役員の住所変更登記	・登記申請書 ・住居表示証明書	秋田地方法務局 TEL018-862-6531	変更登記の申請費用(登録免許税)は無料です。 ※変更登記を司法書士に依頼する場合は、所定の報酬の支払いが必要となります。
・運転免許証の住所変更	・運転免許証 ・住居表示証明書	横手警察署 交通安全協会窓口 TEL0182-32-0849	免許証等の住所変更は、令和2年8月24日以降すみやかにお願いします。
・その他	許可・認可及び免許類で、法令により住所変更届出を要するものの他、勤務先、電力会社、ガス会社、銀行、保険会社等の住所を届けているものについては、住所の書き換えが必要となる場合がございますので所定の手続きを行ってください。		

- 住所変更手続きに使用する住居表示証明書は、原本ではなくコピーにて対応可能な場合がございます。また、ご本人以外の方が手続きする場合は委任状等が必要になる場合がございます。詳しくは届出先へお問合せください。

■住居表示証明書を発行します。

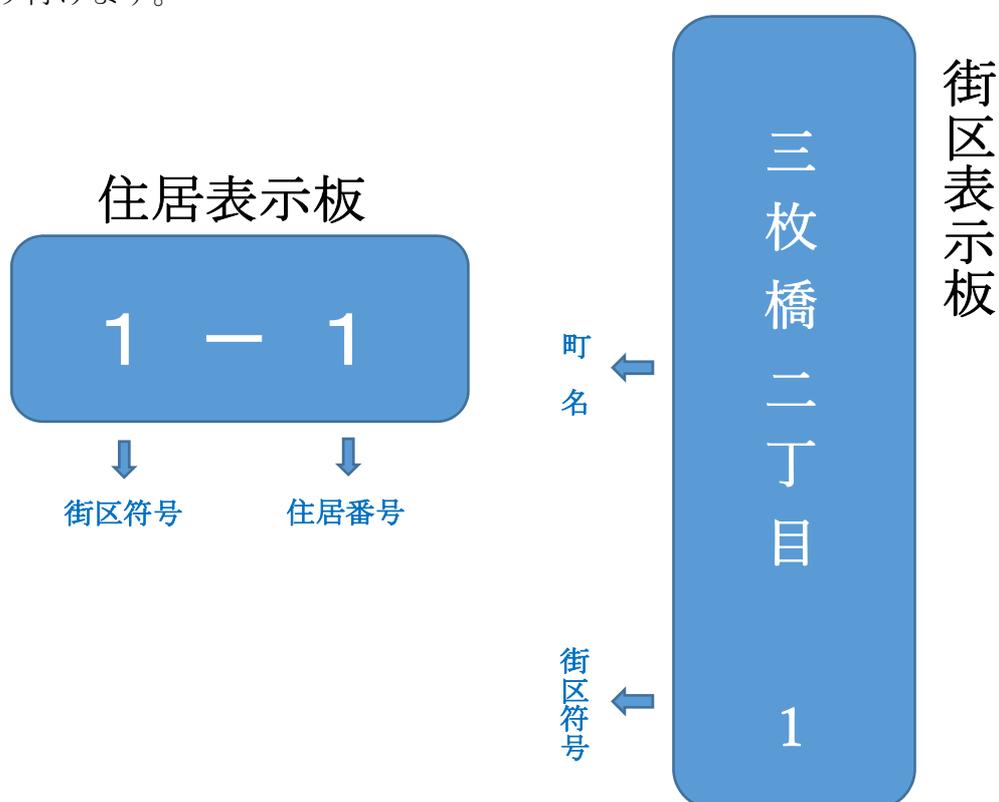
住所が新しくなることによって、住所変更の手続きをしなければならない事項があります。その際「住居表示証明書」の添付が必要となる場合がありますが、その証明書は、住居表示実施後に都市計画課にて無料で発行いたします。

■住居表示変更通知用はがきの配布

知人・友人・取引先等に住所が変わったことを知らせる「住居表示変更通知用はがき」を配布しますので、ご活用ください。

■誰にでも住所がわかるように表示板をつけます

各街区の隅に街区表示板を、各家の門柱や出入り口の見やすいところに住居表示板を取り付けます。



■建物を新築・改築したときは届出を

住居表示の実施日以降に新築・改築した時は、新しい住居番号を設定しますので、必要書類を持参のうえ横手地域課まで届け出てください。詳細については横手地域課までお問い合わせください。

横手市役所 まちづくり推進部 横手地域課 建設係：TEL0182-32-2725

○横手市住居表示に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

(条例第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)第 4 条及び第 8 条第 2 項の規定に基づき住居表示に関し必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域の変更等)

第 2 条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人及び関係行政機関の長に通知しなければならない。

(住居番号の変更等)

第 3 条 住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者又はこれに準ずるものは、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、又は従来住居番号を変更し、若しくは廃止する必要を生じたときは、その旨を市長に申し出ることができる。

3 市長は、第 1 項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け、変更し、若しくは廃止する必要を知ったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号を付け、変更し、若しくは廃止したときは、直ちに関係人及び関係行政機関の長に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第 4 条 住居表示を必要とする建物その他工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物の住居番号を道路又は通路に面し、かつ、通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横手市住居表示に関する条例(昭和 40 年横手市条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。